

## 特別支援教育指導員配置事業実施要項

### 1 趣 旨

通常の学級に在籍するADHD児等の内、学級での授業や活動に困難な状況にあり、緊急に対応が必要な児童生徒に対して、学級担任と協力して一人一人の教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、学校に一定期間、特別支援教育指導員(以下、「指導員」とする)を配置する。

### 2 指導員の資格

学校教育及び児童生徒の教育に深い理解と指導資質を有し、以下のいずれかの要件を満たしている者とする。

- ・小学校または中学校の教員免許を取得している者
- ・大学等で障害児教育または教育心理の課程を履修している者

### 3 指導員の職務内容

学級担任との連携のもとに下記のような職務を行う。

- ・ADHD児等の学習支援
- ・学級内の学習態勢づくりに向けての支援
- ・ADHD児等と他の児童生徒との間に引き起こるトラブルの予防及び回避の支援
- ・ADHD児等の個別の指導計画作成の支援

### 4 配置期間

当該児童生徒の行動の改善及び校内支援体制の整備に必要な一定期間とする。

### 5 指揮監督

指導員を配置する小・中学校の校長は、養護教育センターと協力して、指導員の指揮監督にあたる。

指導員の活動の統括は、養護教育センターが行う。

### 6 提出関係書類

指導員配置校は、下記の書類を作成し、養護教育センター所長に提出する。

(1) **配置開始後3週間以内**に提出するもの(各3部)

- ①実施計画書(様式1) ②個別の指導計画 ③個別の教育支援計画
- ④実態把握シート

(2) **配置終了後2週間以内**に提出するもの(各3部)

- ①実施報告書(様式2) ②個別の指導計画 ③個別の教育支援計画
- ④実態把握シート

(3)指導員の毎月の勤務状況について、別紙勤務状況調書により月末に報告する。

### 7 指導員配置までの手順

指導員の配置については、「特別支援教育指導員配置検討委員会」での検討を経て、教育長が決定する。

- (附則)
- (1) 平成17年4月1日、一部改正
  - (2) 平成19年4月2日、一部改正
  - (3) 平成30年4月2日、一部改正